

7 推進体制と計画の進行管理

(1) 推進体制

ア 府民運動として推進

- ・ 食育に関連する様々な団体が加入しているきょうと食育ネットワークやその他食育に関わる団体と連携し、食育を府民運動として推進します。
- ・ 府民により近い市町村と連携し、それぞれの役割に基づく取組を推進します。

イ 京都府内における体制

京都府の消費者行政の推進を図るための全庁的な組織である京都府くらしの安心・安全推進本部に置かれた食の安心・安全部会において、関係部局が連携し、総合的に食育の取組を進めます。

(2) 計画の進行管理等

ア 行動計画の管理・公表

この計画に基づき年度別の行動計画を策定し、実施状況についてホームページ等で公表します。

イ 実施状況の点検と翌年度計画への反映

この計画に基づく年度別の実施状況をまとめ、関係団体で構成される協議会において点検し、その点検結果を翌年度の計画に反映させます。

